

近鉄四日市駅周辺における交通結節点(バスターミナル)運営に関するサウンディング型市場調査：概要書

1. 目的

- ・ 近鉄四日市駅交通ターミナルの整備に当たっては、「駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間の創出」を基本目標の一つとしている。
- ・ 事業実施に向けた参考とするため、近鉄四日市駅交通ターミナルの整備・運営に係るアイデア等について広く意見・提案を求める。
- ・ 実施主体は、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会（以下、「検討部会」 事務局：三重河川国道事務所、四日市市）。
- ・ 調査結果は検討部会での資料として提示し、検討部会の提言として取りまとめるための参考とする。

2. 事業対象地及び意見・提案を求める範囲

- ・ 近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地とする（次頁参照）。

3. 調査の概要

対象者	サウンディング内容	
民間事業者 団体 (一者単体又は複数者から構成されるグループによる提案でも可能)	①事業内容・事業範囲について ➢ 参画が可能な施設について ・ ターミナル施設（バスターミナル施設、情報提供施設、防災施設）、賑わい施設（物品販売店舗、飲食店、屋外スペース活用）等 ➢ 参画が可能な内容について ・ 「設計・建設」、「運営」、「建物等維持管理」、「施設所有」 ➢ 参画が可能な範囲について	②事業方式について ➢ 参画可能な事業方式（PFI方式、コンセッション方式、管理協定等） ➢ 独立採算について（独立採算・サービス購入型・混合型等） ③事業収支について ➢ 事業収入、運営・維持管理費、整備費等 ④事業条件について ➢ 参加形態、事業期間 ⑤その他の自由意見について ➢ 利用者数、参画意向等

4. 募集に関する手続き等

- ・ 実施要項、提出様式等の手続き資料は、国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所のホームページに掲載。
- ・ https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/works/bus_terminal_sounding_chousa.html

5. その他手続き等

①サウンディング内容の質問対応

- ・ 質問・回答については、ホームページに掲載。

②個別対話の実施

- ・ 必要に応じて個別対話（原則オンライン形式）を実施。

③サウンディング内容の公表等

- ・ 意見・提案の概要については、提案者の確認・同意を得たうえで検討会で提示し、三重河川国道事務所HPで公表。

- ・ 提案を行った参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は、原則として非公表。

④参加に対するメリット

- ・ 提案内容が事業条件等に採用された場合、当該提案を提出した参加者は今後の具体的な検討の際に円滑に検討可能。

6. スケジュール

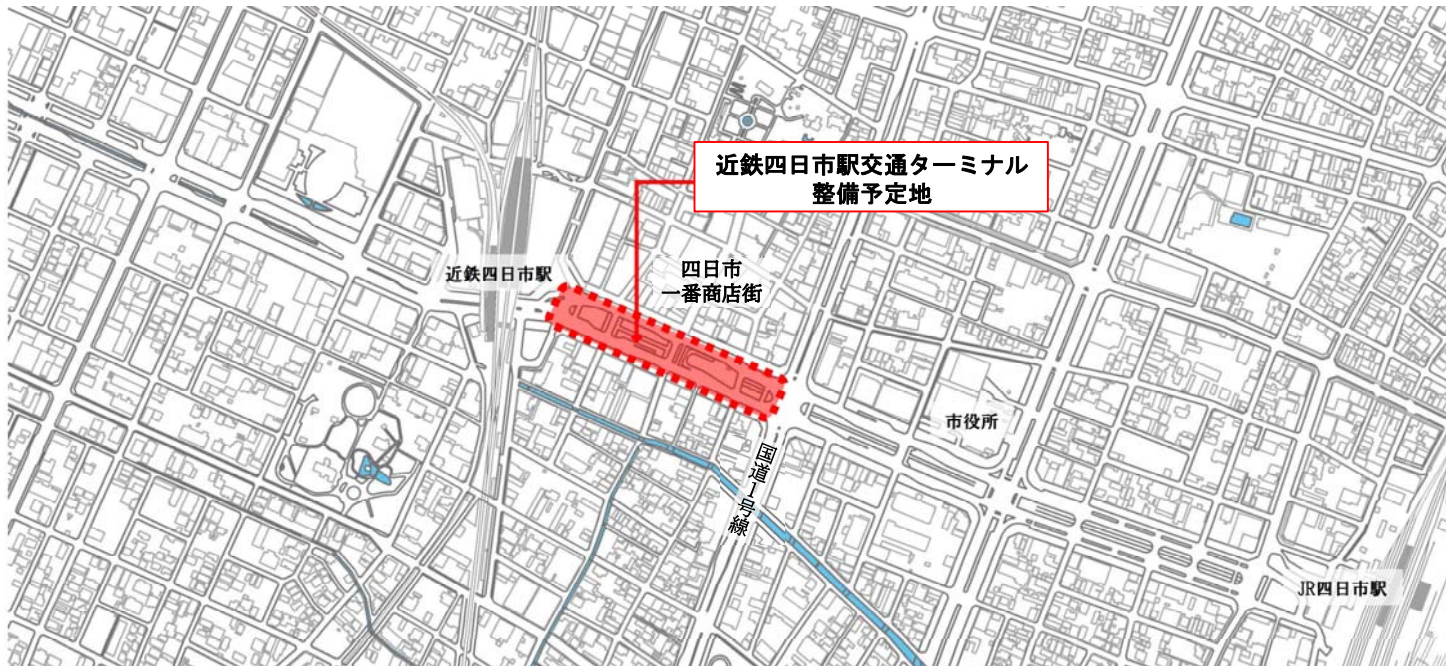
項目	時期
①実施要項の公表	令和3年8月10日（火）
②意見・提案の受付期間	①から令和3年8月23日（月）まで
③実施結果の公表	公表の実施については今後検討予定

7. 問い合わせ・提出の窓口

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 計画課
「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」 担当者
〒514-8502
三重県津市広明町297
TEL：059-229-2220 FAX：059-229-2238
Email：cbr-miekeikaku@mlit.go.jp
ホームページ： https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/works/bus_terminal_sounding_chousa.html

近鉄四日市駅周辺における交通結節点(バスターミナル)：事業対象範囲

- ◆ 近鉄四日市駅交通ターミナル整備予定地は、近鉄四日市駅の東側に位置し、近鉄四日市駅と国道1号線に挟まれた範囲内にあります。
- ◆ 整備予定地は道路区域内に含まれており、道路法に基づく特定車両停留施設として指定される予定です。



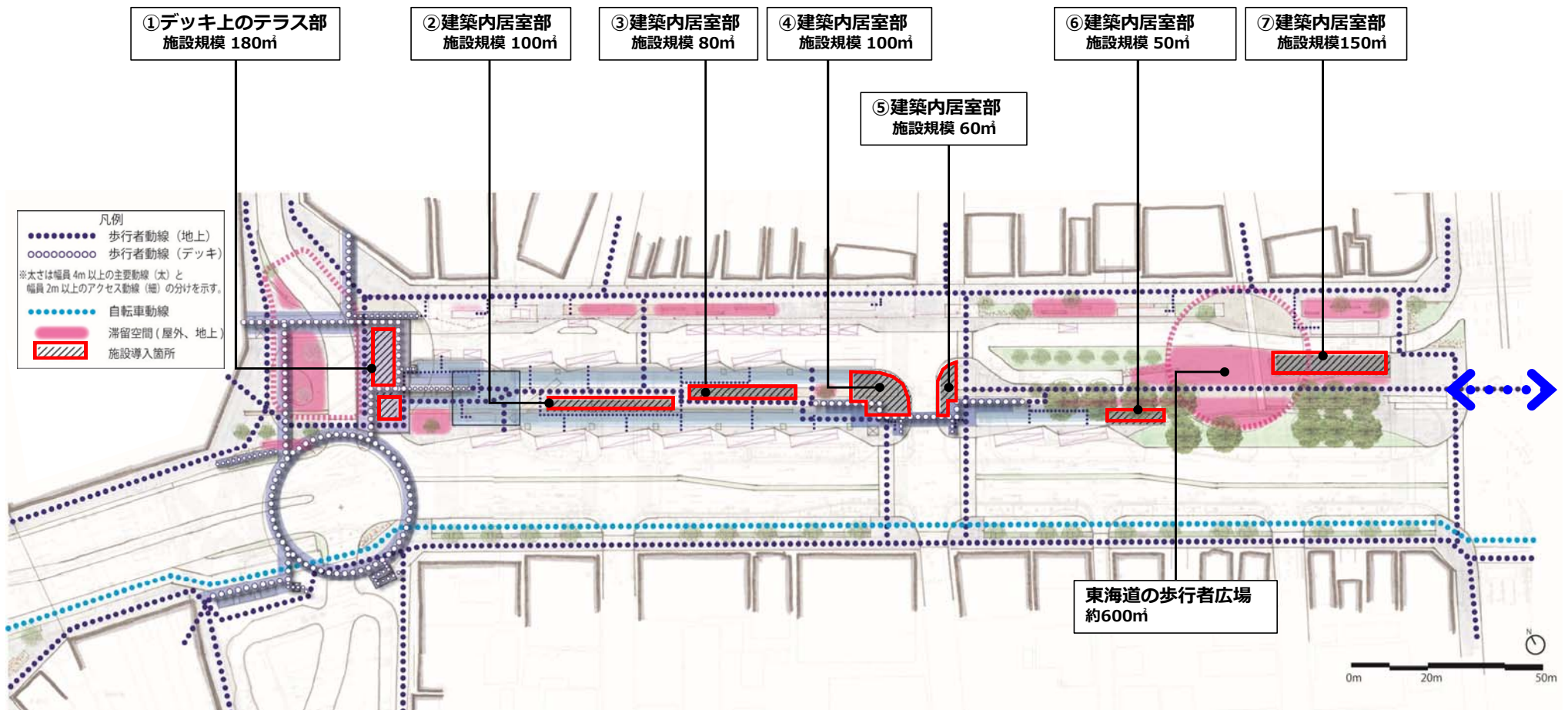
位置	近鉄四日市駅の東側（四日市中央通りの一部）
周辺施設等	・東側：国道1号線 ・北側：四日市一番街商店街
法規制等	・用途地域：商業地域（指定建蔽率80%、指定容積率600%） ・防火地域 ・都市計画道路（四日市中央線）の区域内
その他検討中の制限事項	・整備予定地は道路区域内であり、特定車両停留施設※として指定される予定です。 ※バス・タクシー等の事業者専用の停留施設を、道路管理者が道路附属物として指定するもの。 コンセッション制度の活用により、運営権者が使用料を自らの収入として収受することができる。（詳細は参考資料3参照） ・道路区域内のため、賑わい施設の整備に際しては立体道路制度の設定又は<u>道路占用許可等が必要となる場合があります。</u> ● 占用期間：公益物件は10年以内、その他の物件は5年以内 （占用期間満了後、占用を継続しようとする場合は、更新手続が必要） ● 占用料：道路法施行令第19条及び別表に定める額による（第二級地） 露店、商品置場その他これらに類する施設の場合 430円/㎡・月 ・「バスターミナル使用料（発着料）」は路線バスの発着が多いことを踏まえた上、地域の公共交通事業に配慮した金額の<u>設定</u>を今後検討します。



近鉄四日市駅周辺における交通結節点(バスターミナル)：施設配置(案)

バスターミナル周辺のデザインと機能配置「施設最大案」

- ◆ バスターミナル周辺のデザインと機能配置「施設最大案」について下記に示す。
- ◆ 近鉄四日市駅とバスターミナルを結ぶ動線上にデッキを拡幅した「テラス部」を設け、バスターミナルに必要な施設を導入。
- ◆ 動線計画を踏まえ、バスターミナル西島を中心に、施設スペースを可能な限り広く確保した案。
- ◆ 720㎡程度の施設スペースを確保することで、**バスターミナルで最低限必要な施設規模 約300㎡**と、**賑わい施設に420㎡程度の施設導入が可能**。
- ◆ 施設の導入に合わせて、配置可能な緑のレイアウトを検討する。



※平面図については、現段階でのイメージ案であり、決定したものではありません
※今後の調整等により変更の可能性があります